

2024年11月28日

りそなアセットマネジメント株式会社

「議決権行使に関する基準（国内株式）」の改定内容及び今後の方針

りそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」）は、受託者として適切な議決権行使を行うべく制定した「グローバル・ガバナンス原則」を念頭に、コーポレートガバナンス・コードや企業のガバナンス状況を考慮した「議決権行使に関する基準」を定めています。当社は、建設的な対話・エンゲージメント及び適切な議決権行使を通じて、企業のコーポレートガバナンス改善を促し、中長期的な株主利益の最大化を目指しています。

今般、国内株式の議決権行使基準を見直し、2025年1月1日付で改定を行うこととなりました。主な改定内容及び今後の見直しの方向性について、下記の通りご報告します。

1. 主な改定内容（2025年1月に開催される株主総会より適用）

今般の見直しに伴う、主な改定点・改定理由はそれぞれ以下の通りです。

(1) 「取締役選任に関する事項」の見直し（ジェンダー・ダイバーシティ）

【改定点】

(改定前)
● プライム市場上場企業で、 <u>取締役、監査役、指名委員会等設置会社の執行役に、女性の存在が確認できない場合</u> 、代表取締役の選任に反対します。
(改定後)
● プライム市場上場企業で、 <u>取締役会全体に占める女性取締役の比率が10%に達していない場合</u> 、代表取締役の選任に反対します。

【改定理由】

2023年1月より、プライム市場上場企業に対しては、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の執行役のうち少なくとも女性が1名存在することを求めておりました。その後、政府より公表された「女性版骨太の方針2023」において、プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率の数値目標（2030年までに女性役員比率30%以上）が示されたことを踏まえ、従来の女性役員に関する基準を見直します。具体的には、取締役会における女性比

率10%を求めることとし、この数値基準を段階的に引き上げる予定です。

政府目標に沿って基準を厳格化することにより、日本企業のジェンダー・ダイバーシティ推進を図ります。

(2)。「取締役選任に関する事項」の見直し（資本効率）

【改定点】

(改定前)
<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な企業経営が行われていない企業（3年連続 ROE が <u>5%</u>未満）の中で、ネットキャッシュが過大（総資産の25%以上）または業種別で ROE が3年連続下位25%以下である企業の取締役選任にあたっては、合理的かつ納得性ある説明がなければ、在任3年以上の代表取締役に反対します。
(改定後)
<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な企業経営が行われていない企業（3年連続で ROE が <u>8%</u>未満）の中で、ネットキャッシュが過大（<u>3年連続で</u>総資産の25%以上）または業種別で ROE が3年連続下位25%以下である企業の取締役選任にあたっては、合理的かつ納得性ある説明がなければ、在任3年以上の代表取締役に反対します。

【改定理由】

東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営」に係る要請等により、日本企業の資本コストへの関心が高まりつつあると認識しておりますが、取り組みをさらに加速させるべく ROE の基準を5%から8%に引き上げます。

また、恒常的にネットキャッシュが過大な企業を対象とするため、ネットキャッシュの計測期間を直近期末から3年連続に見直します。

(3)。「取締役選任に関する事項」の見直し（政策保有株式）

【改定点】

(改定前)
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>政策保有株式の保有額が連結純資産 20%以上ある企業で一定以上の資本効率 (ROE8%以上) がない場合</u>、政策保有株式の縮減に関する方針について合理的かつ納得性ある説明と縮減実績がなければ、代表取締役に反対します。
(改定後)
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>効率的な企業経営が行われていない企業（3年連続で ROE が 8%未満）の中で、政策保有株式の保有額が連結純資産の 20%以上ある場合</u>、政策保有株式の縮減に関する方

針について合理的かつ納得性ある説明と縮減実績がなければ、代表取締役に対峙します。

【改定理由】

政策保有株式の過度な保有を、資本効率が低下する要因の一つとして明確に位置づけ、これに伴い基準を見直しました。具体的には、1.(2)で定義された効率的企業経営が行われていない企業（3年連続でROEが8%未満）の中で、過度な政策保有株式を保有する場合を定量基準への抵触とする内容に見直しました。

(4)。「取締役選任に関する事項」「剰余金処分に関する事項」の見直し（配当政策）

【改定点】

(改定前)
<p>「取締役選任に関する事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>(新設)</u> <p>「剰余金処分に関する事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>自己資本利益率が低く (ROE5%未満) かつネットキャッシュが過大 (総資産の 25%以上) にもかかわらず、更なる内部留保の蓄積を図る場合、合理的かつ納得性ある説明がなければ剰余金処分案に反対します。但し、自己株式取得を含む総還元性向が 50%を上回る場合は、この限りではありません。</u> ● <u>株主総会ではなく取締役会で配当を決定する場合、上記基準に該当する時には合理的かつ納得性ある説明がなければ取締役の再任に反対します。</u> ● 3期連続最終赤字で配当を継続する企業に対しては、その妥当性を検討し、財務の安定が優先と判断すれば、剰余金処分案に反対します。
(改定後)
<p>「取締役選任に関する事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>資本効率が低く (ROE8%未満)、かつ、ネットキャッシュが過大 (総資産の 25%以上) にもかかわらず、更なる内部留保の蓄積を図る場合、合理的かつ納得性ある説明がなければ取締役の再任に反対します。但し、自己株式取得を含む総還元性向が 50%を上回る場合は、この限りではありません。</u> <p>「剰余金処分に関する事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>(削除)</u> ● <u>(削除)</u> ● <u>剰余金処分案には、原則として賛成します。但し、3期連続最終赤字で配当を継続する企業に対しては、その妥当性を検討し、財務の安定が優先と判断すれば、剰余金処分案に反対します。</u>

【改定理由】

低資本効率かつネットキャッシュ過大にも関わらず、十分な株主還元を行わない場合、その責任は取締役会にあると考えられることから、配当政策の是正を求めるため、再任取締役反対することとしました。

また、上記のようなケースでは、従来は剰余金処分議案に反対しておりましたが、当該議案には原則として賛成することとします。(但し、配当を継続することに財務上の懸念がある場合や、より望ましいと考える株主提案が対案となる場合はこの限りではありません。)

2. 今後の方針

当社では、議決権行使基準を定期的に見直しており、今後もコーポレートガバナンス・コードを巡る議論や企業を取り巻くガバナンス環境などを考慮し、必要に応じて改定を行っていきます。国内株式の議決権行使基準については、今後の方針として下記のような検討を行っております。

(1). 取締役会の独立性

「グローバル・ガバナンス原則」に掲げている通り、取締役会には独立性のある社外取締役が過半数存在することが望ましいと考えています。

国内株式の議決権行使準においても、すでに親会社または支配株主を有する企業に対しては、取締役会には独立性のある社外取締役が過半数選任されることを求めています。他方で、それ以外の企業に対しては、1/3以上の独立性のある社外取締役の選任を求めるに留まっていることから、過半数が選任されることを求める対象企業の拡大を検討しています。

(2). 女性取締役比率

政府が示した数値目標（2030年までに女性役員比率30%以上）に沿う見直しを、今後も予定しております。

今般の改定では、プライム市場上場企業に対して、少なくとも女性取締役比率10%以上を求める内容となっておりますが、今後は段階的に数値基準を引き上げる方針です。また、現在はプライム市場上場企業のみに対して基準を導入していますが、それ以外の企業に対しても適用することを検討しています。

(3). 政策保有株式

過度な政策保有株式の保有は、資本効率の悪化やガバナンスの歪みを招くと考えております。

今後は数値基準の見直しに加えて、定性判断の考慮要素としている縮減方針に関する説明についても、より厳格に判断することを検討しております。

以上